

「第5次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】

令和8年1月7日（水曜日）14時から 令和8年2月5日（木曜日）まで

【募集方法】

電子申請、ファクシミリ、郵便

【提出人数・意見数】

- ・ 1団体と1名から計5件（うち意見の公表を望まないもの0件）のご意見をいただきました。
- ・ 寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。
- ・ お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No	ご意見	大阪府の考え方
1.	第2章 第8 生活の場ごとの役割と取組例 P26-36	
1	<p>(1)家庭 (2)学校園等 (3)地域の公立図書館等 (4)地域のボランティア団体、書店等 で掲示されている各学校・施設は、どのような基準で選ばれ掲示されているのでしょうか。</p>	<p>掲載の学校園や施設については、府教育庁・市町村教育委員会の関係課や府内市町村の図書館、学校図書館関係団体、地域の子ども読書関係団体等に聞き取りをおこない、そこからご紹介いただき、当課で取材の上、掲載しました。今後もさまざまな取組みについてHP等を通じて発信していきたいと考えております。</p>
2.	第2章 第5次計画の基本方針と重点的な施策	
2	<p>SNSや動画など、読書離れが進む中で、大阪全体の学力向上のためにも、小中学校の学校図書館で教員についての拡充を重点的な施策として、具体化してほしい。</p> <p>司書教諭について、肩書きだけではなく、学校現場で本当に機能するように、専従化や授業時間数の軽減などを行うべき。</p> <p>学校司書に丸投げ状態とならないように、本気で改革してほしい。</p>	<p>小中学校の教員の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による定数を基礎として、各学校の状況を勘案の上、配置しているところです。</p> <p>府では、市町村教育委員会に対して、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）及び「学校図書館司書教諭の発令について」（平成15年1月文部科学省通知）に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うとともに、司書教諭を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立することを指導・助言しています。</p> <p>また学校全体での読書活動を推進するため、府では司書教諭や学校教員、学校司書等を対象に、さまざまな読書活動についての研修等を開催したり、学校図書館を活用した主体的な学びを進める取組み事例の発信を行ったりしています。他にも、令和6年には、義務教育年間で情報活用能力を体系的に育むことができるよう「大阪府情報活用能力ステップシート」を作成し、府webページでも公開しています。その中で、学校図書館の活用についても取り上げており、授業において学校図書館が有効に活用されるよう情報を発信しています。</p>

No	ご意見	大阪府の考え方
		今回の「第5次大阪府子ども読書活動推進計画」においては、取組みの方向性として『本を読む楽しさ』『本で学ぶ楽しさ』『本を伝える楽しさ』の3つを掲げ、学校においても、さまざまな読書活動支援や取組みを行っていきます。
3	とある首長選挙に28億円もの税金が投入されたと報道がありました。学校図書館の人的な部分にも、もっと費用を投入してほしいです。大阪全体の学力向上のためにも、小中学校の学校図書館で、学校司書の予算を大幅に増額し、毎日勤務するように大阪府を挙げて、取り組んでいただけないでしょうか。	市町村立の小中学校の学校図書館につきましては、各市町村教育委員会において学校司書の配置を決めていただいております。府においては、文部科学省が策定した第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいて、各市町村教育委員会に対して学校司書配置に関する情報発信を行っております。
4	堺市東区や北区の一部や美原区に在住する知的障がいのある生徒たちは、堺市ではなく、羽曳野市にある西浦支援学校の高等部に通学させられています。読書活動の推進のためにも、校区を見直し、羽曳野市にある支援学校の図書室ではなく、堺市にある支援学校の図書室を利用できるようにしてほしい。	引き続き、当該児童生徒を含むすべての子どもたちの読書環境の充実をはかっていきます。
第1章 第5次大阪府子ども読書活動推進計画の策定にあたって		
5	平成と令和の和暦で表記されていますが、平成何年と令和何年が何年経っているのか、経過などがすぐわかりにくいです。できれば、西暦も併記していただけないでしょうか。	可能なかぎり併記します。